

## 水道事業からの お知らせ

### 水道メーターの交換にご協力を

水道課では、計量法に基づき8年以内に水道メーターを新しいものと交換しています。

該当するご家庭には、事前に「水道メーター交換のお知らせ」を郵送し、水道課から委託を受けた行田市水道工事業協同組合に加盟する工事店が交換に伺います。作業中は一時的に水が使えなくなりますので、ご協力ををお願いします。

### 水道使用の開始・中止は必ずご連絡を

①新たに水道の使用を開始するときは、使用者の住所（アパート・マンション名、部屋番号）、使用開始日、使用者氏名、連絡先の電話番号をご連絡ください。

②転居などで水道の使用を中止するときは、住所、氏名、お客様番号、使用中止日、転居先住所、連絡先の電話番号をご連絡ください。

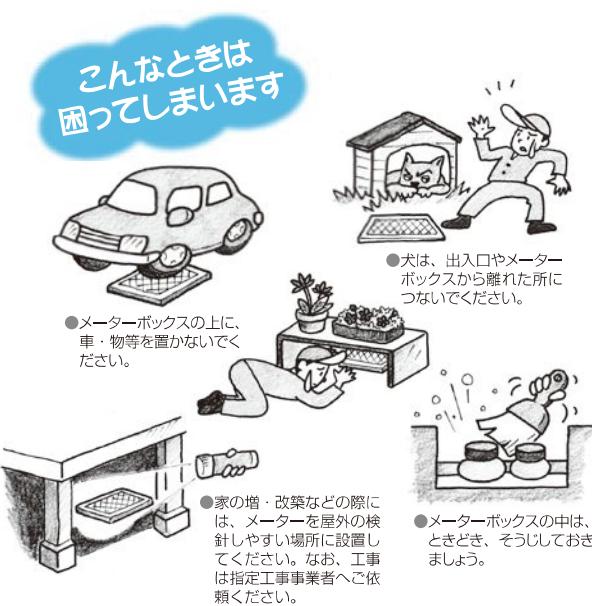
③開始・中止の手続きは、水道課窓口、もしくは、電話でれます。

なお、インターネットによる電子申請をご利用いただきますと、原則24時間365日いつでも手続きが可能です。ご利用の際の詳細については下記の行田市ホームページをご覧ください。  
<http://www.city.gyoda.lg.jp/11/05/11/densisinssei.html>

### 水道メーターの検針にご協力を

検針員が2ヶ月に一度、水道メーターの検針に伺います。

水道メーターの検針は、お客様がご使用になつた水量を正確に計量し、水道料金を計算する大切な仕事です。検針を正確に効率よく行えるようご協力をお願いします。



### 漏水は毎月チェックし早めの発見を

①月に一度は、水道の蛇口を全部閉めて水道メーター内のパイロットが回っているかいなか確認をしてください。

②パイロットが回っていると漏水の疑いがあります。

③漏水の修繕は、行田市指定給水装置工事事業者に依頼してください。費用はお客様の負担となります。

④地下等で発見できにくい漏水は、水道料金の軽減対象となる場合があります。



早めの  
発見を